

蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金（以下「補助金」という。）は、物価高騰の影響を受けながら利用児童に対して安定的な給食を実施している私立保育所等に対し予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「私立保育所等」とは、次に掲げるもので、市内に設置されているものをいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により、市町村以外の者が設置した保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定により、市町村以外の者が設置した幼保連携型認定こども園
- (3) 児童福祉法第6条の3第10項の規定により、市町村以外の者が設置した小規模保育事業所

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付対象者、対象経費及び交付額は、別表によるものとする。

(対象期間)

第4条 補助金の算定対象期間は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、速やかにその旨を蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者へ通知するものとする。

(変更交付申請等)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定した内容等を変更しようとするときは、速やかに蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金変更申請書（第3号様式）（以下「変更申請書」という。）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかにその旨を蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、交付決定者へ通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、事業が完了したときは、蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、速やかにその旨を蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金交付額確定通知書（第6号様式。以下「確定通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定による確定通知を受けた交付決定者は、蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、内容を確認し、適当と認めたときは、補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で、既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第12条 市長は、必要があると認めた場合は、交付決定者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して帳簿その他の関係書類を調査させることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年10月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条及び第12条の規定の適用については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

区分	内容
1 交付対象者	<p>私立保育所等を運営する事業者のうち、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 交付申請日時点において、蒲郡市内に所在していること。</p> <p>(2) 令和5年4月以降、施設を利用する0歳児から2歳児までの児童に対して、給食を継続して実施していること。</p> <p>(3) 令和5年度において、物価高騰による給食費の影響分について、事業者が負担していること。</p>
2 対象経費	1(3)に要する費用
3 交付額	対象経費に係る給食実施延児童数に1食60円を乗じて得た額

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者 所在地
施設名
代表者名

蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金交付申請書

蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

交付申請額	円
-------	---

(人×@60円)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
対象期間中各月の給食実施延児童数							

【申立事項】下記のとおり相違ないことを確認の上、□の中に○を入力して下さい。

全ての項目に○が入力されないと交付申請できません。

- 交付申請時点において、蒲郡市内に所在する私立保育所等である。
- 令和5年4月以降、施設を利用する0歳児から2歳児までの児童に対して給食を継続して実施している。
- 令和5年度において、物価高騰による給食費影響分について、事業者が負担している。
- この補助金の収入及び支出等に係る証拠書類を5年間適切に整備保管する。

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長 印

蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金
について、下記とおり交付決定したので通知します。

記

1 補助金額 円

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者 所在地
施設名
代表者名

蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金変更交付申請書

蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、
次のとおり申請します。

変更交付申請額	円
当初交付決定額	円
差引申請額	円

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
対象期間中各月の給食実施延児童数							

【申立事項】下記のとおり相違ないことを確認の上、□の中に○を入力して下さい。

全ての項目に○が入力されないと交付申請できません。

- 交付申請時点において、蒲郡市内に所在する私立保育所等である。
- 令和5年4月以降、施設を利用する0歳児から2歳児までの児童に対して給食を継続して実施している。
- 令和5年度において、物価高騰による給食費影響分について、事業者が負担している。
- この補助金の収入及び支出等に係る証拠書類を5年間適切に整備保管する。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

印

蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金
の変更について、下記とおり決定したので通知します。

記

1 決定内容

変更交付決定額	円
既交付決定額	円
追加（減額）補助金額	円

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者 所在地
施設名
代表者名

蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金実績報告書

蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

実績報告額	円
既交付決定額	円
差引額	円

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
対象期間中各月の給食実施延児童数							

【申立事項】下記のとおり相違ないことを確認の上、□の中に○を入力して下さい。

全ての項目に○が入力されないと実績報告できません。

- 交付申請時点において、蒲郡市内に所在する私立保育所等である。
- 令和5年4月以降、施設を利用する0歳児から2歳児までの児童に対して給食を継続して実施している。
- 令和5年度において、物価高騰による給食費影響分について、事業者が負担している。
- この補助金の収入及び支出等に係る証拠書類を5年間適切に整備保管する。

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長 印

蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金については、次のとおり確定する。

1 補助金確定額 金 円

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金請求書

蒲郡市長 様

申請者 所在地
施設名
代表者名

蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金交付要綱第10条の規定に基づき、蒲郡市私立保育所等給食費軽減対策補助金として、下記の金額を請求します。

記

金

円